

2022 年度診療報酬改訂形成外科関連一覧（2022 年 4 月 19 日 社会保険委員会）

実際の診療報酬請求に際しては最新の通知、解釈などを確認するようお願いいたします。

（新設）

B 0 0 1 特定疾患治療管理料

下肢創傷処置管理料 500 点（新設）

註：下肢創傷処置に関する適切な研修とは現時点では「一般社団法人日本フットケア・足病医学認定師 講習会」のうち「Ver.2」が該当する。

J 0 0 0 - 2 下肢創傷処置

- 1 足部（踵を除く。）の浅い潰瘍 135点
- 2 足趾の深い潰瘍又は踵部の浅い潰瘍 147点
- 3 足部（踵を除く。）の深い潰瘍又は踵部の深い潰瘍 270点

J 0 0 3 局所陰圧閉鎖処置（入院）（1 日につき） で注3. の新設

注3 新生児、3 歳未満の乳幼児（新生児を除く。）又は3 歳以上6 歳未満の幼児に対して行った場合は、新生児局所陰圧閉鎖加算、乳幼児局所陰圧閉鎖加算又は幼児局所陰圧閉鎖加算として、それぞれ所定点数の100分の300、100分の100又は100分の50に相当する点数を所定点数に加算する。

* K 0 1 9 -2 自家脂肪注入

- 1 50mL 未満 22,900点
- 2 50mL 以上100mL 未満 30,530点
- 3 100mL 以上 38,160点

（1）自家脂肪注入は、鼻咽頭閉鎖不全の鼻漏改善を目的として行った場合に、原則として1 患者の同一部位の同一疾患に対して1 回のみ算定であり、1 回行った後に再度行っても算定できない。

（2）自家脂肪採取に係る費用は、所定点数に含まれ、別に算定できない。

（3）注入した脂肪量に応じて所定の点数を算定する。なお、当該注入量を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

施設基準

第 57 の 8 の 3 自家脂肪注入

- （1）形成外科を標榜している病院であること。
- （2）形成外科の経験を 5 年以上有する常勤の医師が 2 名以上配置されており、そのうち 1 名以上が形成外科について 10 年以上の経 有していること。
- （3）関係学会から示されている指針に基づいた所定の研修を修了し、その旨が登録されている医師が 1 名以上配置されていること。
- （4）耳鼻咽喉科の専 的な研修の経験を 10 年以上有している常勤の医師が 1 名以上配置されており、連携して手術を行うこと。
- （5）緊急手術の体制が整備されていること。
- （6）関係学会から示されている指 に基づき、自家脂肪注入が適切に実施されていること。

届出に関する事

自家脂肪注入の施設基準に係る届出は、別添の様式87の24を用いること。

K 2 1 7 眼瞼内反症手術

1. 縫合法 1990 点

2. 皮膚切開法 2590 点

*3. 眼瞼下制筋前転法 4,230 点 (新設)

眼科学会と共同で Jones 変法などを対象に新設要望したもの

K 6 1 7—4 下肢静脈瘤手術 静脈瘤切除術 1,820 点

* K 9 3 9—9 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算

(1) 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算は、滲出液を持続的に除去し、切開創手術部位感染のリスクを低減させる目的のみで薬事承認を得ている医療機器を、術後縫合創に対して使用した場合に算定する。

(2) 切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算の算定対象となる患者は、区分番号「A301」特定集中治療室管理料、区分番号「A301-3」脳卒中ケアユニット入院医療管理料、区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料、区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料又は区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料を算定する患者であって、次に掲げる患者である。なお、次に掲げる患者のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に詳細に記載すること。

ア BMIが30以上の肥満症の患者

イ 糖尿病患者のうち、ヘモグロビンA1c (HbA1c) がJDS値で6.6%以上 (NGSP値で7.0%以上) の者

ウ ステロイド療法を受けている患者

エ 慢性維持透析患者

オ 免疫不全状態にある患者

カ 低栄養状態にある患者

キ 創傷治癒遅延をもたらす皮膚疾患又は皮膚の血流障害を有する患者

ク 手術の既往がある者に対して、同一部位に再手術を行う患者

(3) (2) 以外の患者に対して当該機器を使用した場合は、当該機器に係る費用はそれぞれの手術の所定点数に含まれ、本加算は算定できない。

(増点または適応拡大)

K000 創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） 1,250点 →1,400点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）
1,680点 → 1,880点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上）
イ 頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。） 8,600点→9,630点
ロ その他のもの 2,400点 → 2,690点
- 4 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満） 470点 →530点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）
850点 → 950点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,320点 → 1,480点

K000-2 小児創傷処理

- 1 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満） 1,250点 → 1,400点
- 2 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）
1,400点 → 1,540点
- 3 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）
2,220点 → 2,490点
- 4 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上） 3,430点 → 3,840点
- 5 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満） 450点 → 500点
- 6 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満）
500点 → 560点
- 7 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満）
950点 → 1,060点
- 8 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） 1,740点 → 1,950点

K001 皮膚切開術

- 1 長径10センチメートル未満 570点 → 640点
- 2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満 990点 → 1,110点
- 3 長径20センチメートル以上 1,770点 → 1,980点

K002 デブリードマン

- 1 100平方センチメートル未満 1,260点 → 1,410点
- 2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 4,300点 →4,820点
- 3 3,000平方センチメートル以上 10,030点 →11,230点

注5（新設）超音波式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、超音波式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。

K 0 1 7 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）

- 1 乳房再建術の場合 89,880 点 → 100,670 点
- 2 その他の場合 94,460 点 → 105,800 点

K 1 0 1 合指症手術

- 1 軟部形成のみのもので 8,720 点 → 9,770 点

* K 2 9 9 小耳症手術

- 1 軟骨移植による耳介形成手術 56,140 点 → 62,880 点

社会保険委員会で実態調査をして増点要望していたもの

K 4 1 9 頬、口唇、舌小帯形成手術 560 点 → 630 点

「1」の軟骨移植による耳介形成手術においては、軟骨移植に係る費用は、所定点数に含まれ別に算定できない。

K 4 2 1 口唇腫瘍摘出術

- 1 粘液嚢胞摘出術 910 点 → 1,020 点

K 4 4 4 下顎骨形成術

- 1 おとがい形成の場合 7,780 点 → 8,710 点

K 6 0 7 - 2 血管縫合術（簡単なもの） 3,760 点 → 4,210 点

K 6 1 4 血管移植術、バイパス移植術

- 4 頭、頸部動脈 55,050 点 → 61,660 点
- 5 下腿、足部動脈 62,670 点 → 70,190 点

K 6 2 7 - 6 リンパ節群郭清術 鼠径部及び股部 8,710 点 → 9,760 点

* K 9 3 9 画像等手術支援加算 2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000 点 に K 4 4 4 下顎骨形成術 2. 短縮または伸長の場合 の適応を 追加

*は日本形成外科学会より要望していたもの